

(電子版)



2022年 第27号 2022年8月4日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



厚労省 労基法・改善基準違反率、指導・送検状況 2021年 労働法令違反 タク87% バス64%

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況の2021年分が公表されました。

◎監督指導の状況

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況
令和3年(2021)年1～12月、厚生労働省労働基準局監督課

		トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合計
監督実施事業場数		3,037	103	266	364	3,770
労働基準関係法令違反事業場数		2,465 81.2%	66 64.1%	230 86.5%	293 80.5%	3,054 81.0%
主な違反事項	労働時間	1,443 47.5%	24 23.3%	83 31.2%	150 41.2%	1,700 45.1%
	時間把握	214 7.0%	8 7.8%	27 10.2%	32 8.8%	281 7.5%
	割増賃金	604 19.9%	13 12.6%	73 27.4%	111 30.5%	801 21.2%
改善基準告示違反事業場数		1,754 57.8%	30 29.1%	68 25.6%	158 43.4%	2,010 53.3%
主な違反事項	総拘束時間	983 32.4%	20 19.4%	33 12.4%	85 23.4%	1,121 29.7%
	最大拘束時間	1,314 43.3%	18 17.5%	46 17.3%	97 26.6%	1,475 39.1%
	休息期間	953 31.4%	5 4.9%	15 5.6%	63 17.3%	1,036 27.5%
	最大運転時間	641 21.1%	4 3.9%	1 0.4%	53 14.6%	699 18.5%
	連続運転時間	910 30.0%	4 3.9%	0 0.0%	73 20.1%	987 26.2%

注1 「労働基準関係法令の違反事業場数」「改善基準告示違反事項」欄は、何らかの労働基準関係法令、改善基準告示の違反が認められた事業場数

2 下段は、監督実施事業場数に対する割合(%)

3 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）

4 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

5 最大運転時間のハイヤー・タクシーの欄に1とあるのは、タクシー会社が運行するバスの違反

自動車運転者を使用する事業場に係る
労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移

厚生労働省労働基準局監督課

上段：監督実施事業場数／中：労働基準関係法令違反事業場数／下：改善基準告示違反事業場数

年 (1～12月)	項目	トラック関係		バス業		ハイヤー・ タクシー業		その他		合計	
H1 1989	監督実施	4,404		72		1,080		-		5,556	
	法令違反	-		-		-		-		-	
	告示違反	2,296	52.1%	28	38.9%	569	52.7%	-		2,893	52.1%
H21 2009	監督実施	2,485		254		751		371		3,861	
	法令違反	1,980	79.7%	195	76.8%	671	89.3%	282	76.0%	3,128	81.0%
	告示違反	1,516	61.0%	140	55.1%	385	51.3%	140	37.7%	2,181	56.5%
H22 2010	監督実施	2,666		177		779		371		3,993	
	法令違反	2,159	81.0%	144	81.4%	660	84.7%	274	73.9%	3,237	81.1%
	告示違反	1,687	63.3%	109	61.6%	341	43.8%	150	40.4%	2,287	57.3%
H23 2011	監督実施	2,789		214		639		389		4,031	
	法令違反	2,264	81.2%	170	79.4%	554	86.7%	284	73.0%	3,272	81.2%
	告示違反	1,774	63.6%	133	62.1%	296	46.3%	136	35.0%	2,339	58.0%
H24 2012	監督実施	4,325		570		552		560		6,007	
	法令違反	3,517	81.3%	518	90.9%	482	87.3%	407	72.7%	4,924	82.0%
	告示違反	2,751	63.6%	415	72.8%	241	43.7%	233	41.6%	3,640	60.6%
H25 2013	監督実施	3,016		363		523		377		4,279	
	法令違反	2,500	82.9%	282	77.7%	464	88.7%	267	70.8%	3,513	82.1%
	告示違反	1,980	65.6%	174	47.9%	222	42.4%	134	35.5%	2,510	58.7%
H26 2014	監督実施	2,765		262		502		378		3,907	
	法令違反	2,311	83.6%	195	74.4%	438	87.3%	296	78.3%	3,240	82.9%
	告示違反	1,845	66.7%	147	56.1%	206	41.0%	175	46.3%	2,373	60.7%
H27 2015	監督実施	2,783		226		486		341		3,836	
	法令違反	2,390	85.9%	184	81.4%	410	84.4%	274	80.4%	3,258	84.9%
	告示違反	1,944	69.9%	123	54.4%	208	42.8%	154	45.2%	2,429	63.3%
H28 2016	監督実施	3,105		487		405		384		4,381	
	法令違反	2,585	83.3%	386	79.3%	351	86.7%	310	80.7%	3,632	82.9%
	告示違反	2,088	67.2%	265	54.4%	166	41.0%	180	46.9%	2,699	61.6%
H29 2017	監督実施	4,295		276		391		474		5,436	
	法令違反	3,607	84.0%	231	83.7%	347	88.7%	379	80.0%	4,564	84.0%
	告示違反	2,963	69.0%	159	57.6%	176	45.0%	218	46.0%	3,516	64.7%
H30 2018	監督実施	5,109		350		462		610		6,531	
	法令違反	4,271	83.6%	261	74.6%	392	84.8%	500	82.0%	5,424	83.1%
	告示違反	3,419	66.9%	177	50.6%	150	32.5%	260	42.6%	4,006	61.3%
H31・R1 2019	監督実施	3,222		246		323		492		4,283	
	法令違反	2,672	82.9%	189	76.8%	295	91.3%	382	77.6%	3,538	82.6%
	告示違反	1,940	60.2%	123	50.0%	122	37.8%	201	40.9%	2,386	55.7%
R2 2020	監督実施	2,780		208		288		378		3,654	
	法令違反	2,263	81.4%	144	69.2%	251	87.2%	299	79.1%	2,957	80.9%
	告示違反	1,563	56.2%	85	40.9%	80	27.8%	154	40.7%	1,882	51.5%
R3 2021	監督実施	3,037		103		266		364		3,770	
	法令違反	2,465	81.2%	66	64.1%	230	86.5%	293	80.5%	3,054	81.0%
	告示違反	1,754	57.8%	30	29.1%	68	25.6%	158	43.4%	2,010	53.3%

注. - は調査・集計の項目が異なる

令和3年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

◎事例（バス）

長時間労働のおそれがあるバス会社に対する監督指導

【概要】

- 36協定の上限を超えて時間外・休日労働を行わせており、時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超える者が最も多い月で11名おり、最長で125時間の者が認められた。
- 運転者の中に、1日の拘束時間が上限の16時間を超える日があり、勤務終了後に継続8時間以上の休息期間を与えておらず、また、4週間の平均拘束時間が上限の71.5時間を超える者が認められた。

【労基署の対応】

- 1 36協定の上限を超えて時間外労働させてはならないことを是正勧告した。
また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項⇒労働基準法第32条（労働時間）違反
長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間を超えてはならないこと、勤務終了後に継続8時間以上の休息期間を与えなければならないこと及び4週間を平均した1週間の拘束時間が71.5時間を超えてはならないことについて是正勧告した。

指導事項⇒改善基準告示違反
（1日の最大拘束時間、休息期間及び1週間当たりの拘束時間）

【指導後の会社の取組】

- 事業場単独ではなく、企業全体で改善基準告示の見直しに対応する部署を決め、自動で労働時間を集計し、休息期間や拘束時間など改善基準告示に係る違反が発生する前に、警報が出る仕組みのシステムを導入した。
- ダイヤ改正により、運転者の拘束時間、労働時間の削減を図った。

（参考）バス運転者に係る改善基準告示

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間

：原則65時間以内（労使協定締結の場合、71.5時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

休息期間：勤務終了後、継続8時間以上

連続運転時間：4時間以内

最大運転時間：原則 2日平均で1日9時間、4週平均で1週間40時間

◎事例（タクシー）

不適切な歩合給制度となっているおそれのあるタクシー会社に対する監督指導

【概要】

- 運転者の賃金が、運賃収入に応じた歩合給により支払われていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合給」が採用されていた。また、一部の運転者の賃金について、最低賃金額未滿となっており、最低賃金法違反が認められた。
- 労働契約の締結に際して、労働者に対して書面等により労働条件を明示しておらず、また、就業規則を変更しているにもかかわらず、所轄の労働基準監督署長への届出が行われていなかった。

【労基署の対応】

- 1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。

指導事項⇒累進歩合制度の廃止

- 2 一部の運転者の賃金が地域最低賃金額未滿となっていたため、地域最低賃金額以上の金額で支払う必要があることを是正勧告した。

指導事項⇒最低賃金法第4条第1項（最低賃金）

- 3 労働契約の締結に際して、労働者に対して書面等により労働条件を明示しなければならず、また、就業規則を変更した場合に、所轄労働基準監督署長に届け出る必要があることについて是正勧告した。

指導事項⇒労働基準法第15条第1項（労働条件の明示）違反

労働基準法第89条第1項（就業規則の作成及び届出の義務）違反

【指導後の会社の取組】

- 累進歩合制度を廃止し、速やかに新たな賃金体系を構築することとした。
- 地域最低賃金額未滿となっていた金額について、地域最低賃金額以上となるよう改善を行い、不足していた賃金を支払った。
- 労働者に対して労働条件通知書を交付し、所轄の労働基準監督署長へ変更した就業規則の届出を行った。

(参考)

○ 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照）。累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、

- 運賃収入等がA以下の場合
賃金=固定給
- 運賃収入等がAを超えB以下の場合
賃金=固定給+運賃収入等×歩率a%
- 運賃収入等がBを超えC以下の場合
賃金=固定給+運賃収入等×歩率b%
- 運賃収入等がCを超えた場合
賃金=固定給+運賃収入等×歩率c%

(a < b < c)

採用することは望ましくないとして、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。

○ タクシー運転者に係る改善基準告示

1 か月の総拘束時間：原則299時間以内（車庫待ち等の運転者については、労使協定締結の場合、322時間以内）

1 日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内
 休息期間：勤務終了後、継続8時間以上

休日労働：2週間について1回以内

◎送検状況

重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は、業種ごとに次のとおりであった。

労働基準関係法令違反により送検した件数					厚労省労基局監督課	
暦年	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合計	
平成29	2017	50	2	6	3	61
平成30	2018	42	4	5	8	59
平成31	2019	38	1	5	2	46
令和2	2020	46	4	2	9	61
令和3	2021	32	0	3	7	42

令和3年の送検法条文の内訳

		R3 (2021) 年	
安全基準	労働安全衛生法第20条等	17	40%
労働時間	労働基準法第32条	10	24%
報告等	労働基準法第104条・労働安全衛生法第100条	5	12%
賃金の支払	労働基準法第24条	3	7%
割増賃金の支払	労働基準法第37条	3	7%
最低賃金の効力	最低賃金法第4条	2	5%
労働条件の明示	労働基準法第15条	1	2%
解雇制限	労働基準法第19条	1	2%
		42	

令和3年の送検事例には、以下のようなものがあった。

事例（タクシー）

過労死等の労災請求を契機に、タクシー運転者に違法な長時間労働を行わせていた疑いで送検

【捜査経過】

■ タクシー運転者の遺族から過労死に係る労災請求がなされたことを契機に、こ

の運転者について脳疾患発症前6か月の就労状況を確認した結果、長時間労働が認められ、特に、1日最大19時間15分の時間外労働を行わせていたことが判明した。

- また、この時間外労働は、36協定で定める延長時間を超えて行わせていたことが疑われた。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び運行管理者

36協定の上限時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文⇒労働基準法第32条（労働時間）

◎国土交通省との連携

地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

地方運輸機関との相互通報

	暦年	労働基準監督機関から 通報した件数	労働基準監督機関が 通報を受けた件数
平成29	2017	1133	519
平成30	2018	1063	539
平成31	2019	692	527
令和2	2020	459	426
令和3	2021	469	325

地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

地方運輸機関との合同監督・監査

	暦年	トラック	バス	ハイヤー・ タクシー	合計
平成29	2017	110	16	60	186
平成30	2018	99	20	43	162
平成31	2019	109	16	44	169
令和2	2020	82	7	16	105
令和3	2021	102	4	19	125

◎厚生労働省の発表全文は同省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27066.html